

## 第 2 回資料へのコメント

日本放射線安全管理学会

## 番号

## 1 【審査ガイド、検査ガイドの共通事項】

これまでに要求されたこともなく、法定根拠も明確でない要求事項が見受けられる。

法による規制の範囲で要求すべきである。

法による規制の範囲を超える要求をする場合、またこれまでの審査・検査では要求されてこなかった事項がある場合、その必要性について説明してもらいたい。

## 2 【審査ガイド】

P3 最下行 「一般公衆が線量限度を超えて被ばくすることがないように」、

P4 3.の 5 行目 「事業所内に居住する一般公衆が、線量限度を超えて被ばくすることがないように」、

P4 3.の 11 行目 「病室等に存する一般公衆が、線量限度を超えて被ばくすることがないように」

ICRP 勧告では、公衆被ばくの線量限度は年間 1mSv となっているが、RI 法には直接、一般公衆の線量限度は定められていない。誤解を生じないような書き方が必要ではないか。

## 3 P6 9 行目

句点「。」が抜けている。

## 4 P6 ロの 3 行目 「補助器具の使用する場合」

「補助器具を使用する場合」の方が適切と思われる。

## 5 P6 下から 3 行目など 「緒元」

「諸元」の表記の方が広く用いられていると思われる。

## 6 P8 6 行目など「編注:1 から 5 までの記載について、全ての放射線に対し網羅的になるように取りまとめた記載ぶりを検討する予定。」

放射平衡となる核種の取り扱いについても、記載に含めていただきたい。

7 P8 編注、「評価の期間とする 1 週間につき他の放射線施設からの影響により又は他の放射線施設の常時立入場所において外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素（放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。）（以下、「放射性同位元素\*」という。）を吸入摂取するおそれがあるときは、」  
→どのような場合を考えればいいのか、わかりやすく図示してもらいたい。

- 8 P9 「工場又は事業所の境界等に係る複合評価」  
→これまでは行っていない。境界の一点で外部被ばくと排水の摂取と排気の吸入が生じるとは考えられない。要求の必要性は何か？
- 9 P11 (1)核種及び数量の4行目 「保管廃棄しようとするものに係る核種及び数量には、大型機械等であってこれを容器に封入することが著しく困難なものとして取り扱うものも含めていること。」  
このような評価を必ず含めておかなければならないのでしょうか。  
当施設では、廃棄物を詰めたドラム缶の表面がアイソトープ協会の引き取り基準を満たす線量率であるとしてのみで評価をしていますが、今後の変更申請で修正しなければならないのでしょうか。
- 10 P15 最下行 「排気中の放射性同位元素\*」  
気体状の放射性同位元素を廃棄した場合には、気体状の放射性廃棄物が発生する。これを希釈して排気することで廃棄することが想定されるため、「排気中の気体状の放射性同位元素若しくは放射性汚染物」となるのではないかと。となるのであれば、次ページの(1)、(2)も同様な修正が必要と思われる。
- 11 P16 5. の3行目 「「汚染された空気の広がりを急速に防止することができる装置」とは、」  
この後に続く文章は、カギ括弧内の言葉（規則第14条の11第1項第4号ホの書きぶり）の前に説明を付け足しただけであり、カギ括弧内の言葉の意味を説明していない。
- 12 P17 (2)①「負荷への接続状況」  
→何を示せば良いのか？
- 13 P17 ④排気口、「隣接する建物等の吸気口に近接するものではないことが示されていること」  
→そこまで必要か？ 排気口濃度基準は、その空気を1年間吸って生活しても実効線量限度を超えないレベルに設定されており、排気が拡散しつつ隣の建物に入っても問題にならないのではないかと。むしろ、自施設の吸気口から再吸入した方が、管理区域内の放射線の濃度計算に影響を及ぼすので、自施設の吸気口に近接するものではないこと、の方が科学的ではないか
- 14 P24 ロ「インターロックの機能として、放射線発生装置の使用をする室内の空気中の放射

線を放出する同位元素の濃度に連動して、当該室への入室条件が確立していなければ、入室できない機能を有することが示され、かつ、その機能が設置する設備により確実に動作するものであることが示されていること。」

→現実的にそのような機能を有したものが現在設置されているのか？ 法的根拠は何か？

15 P31 別記2、動物の飛散率に関する記載がない。その理由は？

【検査ガイド】

16 P4 (4) ②

「使用者が、」

3ページの(1)において、「許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者(以下この節において「使用者等」という。)」との定義があり、また、法第37条第3項では、「許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者は、」と示されているので、「使用者等が、」となるのではないか。

17 P8 イb

選任主任者が複数事業所等において併任をしていないことを確認する。

主任者の業務は、實際上、複数事業所の併任で行うことが出来ないと考える。しかし、規則第30条にはそのような記述がないため、ガイドラインへ記述に留まらず、併任が不可であることを明示するよう規則自体を改正すべきではないか。

18 P10 ②ロ、「選任届に記載された最初の主任者の「選任年月日」と「運び入れ、設置、開始年月日」を確認するほか、後者の年月日については、法第25条に基づき使用者等が記録している帳簿の記載内容なども参考にして、前者の年月日が後者の年月日より遅いものとなっていないことを確認する。

→5年ルールに従い帳簿は既に廃棄していることも多い。

19 P11 (2) 検査手法、「記録類の確認」

→主任者の活動プロセスを知りたいのだと思われるが、記録類は自主的に作成する資料であり法的に要求されているものではない。

20 P19 および P20

具体的には、下記①及び②2を確認する。

①使用者等において、保健上の措置等を講じるための体制・手続が構築されていること

②実際に講じられた保健上の措置等の内容が適切であること

放射線障害予防規程に定めるものとして規則21条1項第9号には、「放射線障害を受けた

者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。」としか記述されていない。一方、同第 14 号には応急の措置に関して、体制・手続に関する記述を含め詳細に定められている。そのため、保健上の措置に関する体制・手続の構築をここに求めることは根拠がなく、過大な要求ではないか。

## 2 1 P26

ハ 電磁的方法により保存している場合の努力義務(規則第 24 条の 2 第 2 項)

規則第二十四条の二の 2 項にある「前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。」ことが、原子力規制委員会告示第 1 号たる「努力基準」であることを、これまで規制庁は周知してきたのでしょうか。RI 法に、炉規法の基準が用いられることを現場の管理者は殆ど知らないと思われる。